

公共事業再評価調書（再々評価）

主管課：道路管理課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：一般県道 玉城那覇自転車道線整備事業		前再評価年度：平成12年度		
	事業種別：道路事業		事業主体：沖縄県		
	事業箇所：玉城村、知念村、佐敷町、大里村、与那原町、南風原町、那覇市		根拠法令：道路法		
	総事業費(百万円)：(8,470) 6,131		費用内訳：補助 9/10 (33.5km(うち自転車道事業27.7km)) 事業量：25.1km(自転車道22.0km)		
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間を平成23年度まで延伸及び事業量を25.1kmへ変更。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他() 本県で初めての自転車道整備で、交通と土地利用の点から地権者が不満を持ち理解を得るのが厳しいことによる。				
4 事業の進捗状況 (H17.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	6,131	25.1(22.0)	75	
	実施済	4,736	14.0(10.9)	45	
	率	77%	55.8%(49.5%)	60%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	1工区の玉城地区でグスクロード公園前付近や系数付近を1.4km整備、3工区の佐敷～大里地区で改築による併走区間が完成(2.5km進捗)、また沖縄厚生年金休暇センターから大里村向け0.6kmを整備、合計4.5kmを進捗。				
5 事業効果の評価指標	大規模自転車道事業については、費用対効果算出マニュアルなし。				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：平成12年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界遺産の登録を受けて、沖縄の文化遺産等が内外から注目を浴びており、景観等に配慮した美しい県土を形成することが求められている。また本事業は平成18年1月に4町村が合併して誕生する南城市の新市建設計画にも位置づけられている。 ② 地元・自治体：平成14年度に利用促進についても連携して取り組むために、「沖縄のみち自転車道利用促進連絡会」が発足した。ルートの変更は地元合意済みである。 ③ 利害関係者：交渉が難航している地権者がいる。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 自転車道の整備は、自転車交通の安全を確保して、日常生活の利便性の向上及びスポーツレクリエーションの多様化に寄与するものである。また沖縄本島南部地域における文化的歴史的資産等を有機的、効率的に結ぶ自転車道は、これらを再認識するきっかけとなるものである。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 自転車道単独整備区間を、現道併走整備区間や既に整備されている広幅員道路との路線重用とすることにより、コスト縮減を図った。 ③ 事業効果の発現状況： 平成15年度までに9.2km(県道併用区間を含めると12.3km)を供用開始し、サイクリングやジョギングへ利用されるとともに自転車利用者、歩行者の安全性が確保されている。また、尚巴志マラソンや全九州サイクリング大会等のイベントにも活用されている。				
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：今後5箇年間は、第2工区及び大里村道との併設部の整備を重点に行い、早期の供用開始を図る。 ② 対住民関係：村道と併走した自転車道整備を進めること等により地権者の理解を求めていく。 ③ 執行体制等：現在の組織体制で執行が可能である。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	完成箇所を早めに供用開始し、その利用状況をみながら未整備計画ルートの整備方法について検討することを前提に、事業の再評価は概ね適切であると認められた。				

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画